

事業の効率化・新事業への挑戦を支援

デジタル化・イノベーション等 支援特別貸付



具体的にどんな
取り組みが対象...?



デジタル化

店舗など

- ・自動精算機
- ・キャッシュレス決済
- ・予約システム

医療機関など

- ・新たな検査機器
- ・診療予約システム
- ・顧客管理システム

イノベーション等

- ・既存事業に加え、飲食業開始
- ・eラーニングシステムの開発
- ・新規サイトの制作費用
- ・敷地内を活用しコワーキングスペース創出
- ・飲食店の不可食部分を活用したペットフードの製造販売の開始

手続きの流れ

※取引先の金融機関への事前の相談をおすすめします。

① 融資係へ相談予約

② 事業計画書を
作成し融資係へ

③ 企業診断
※一部除外

④ 紹介票の発行

⑤ 金融機関に申込

⑥ 金融機関の審査

融資実行

まずは、お気軽に
ご相談ください!

経済課融資係
☎5984-2673



貸付内容

貸付限度額	1,000万円
資金用途	運転・設備
貸付期間	7年以内 (据置12か月含む)
利率	0.2% (利用者負担)
信用保証料	半額補助

問い合わせ先

- ・融資の要件についての相談
経済課融資係
☎03-5984-2673
- ・デジタル化についての相談
練馬ビジネスサポートセンター
☎03-6757-2020

ご利用いただける方

(1) 主たる事業として東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者であること。

(2) 融資を受ける事業用資金用途が、つぎのいずれかに該当すること。

ア：デジタル化に伴うもの

- ① デジタル技術の活用により、新しい製品・サービスの構築や既存ビジネスの変革を目指すもの。
- ② 上記のほか、情報通信機器類の導入により、生産性の向上、業務効率化および経営の活性化を図るもの。

イ：新技術・新製品の開発に伴うもの

- ① 製造業またはサービス業を営み、新技術・新製品開発を行うもの。
- ② 新技術・新製品の導入に伴う効果等の予測調査を行うもの。

ウ：事業転換・新分野進出に伴うもの

- ① 法人については登記上の本店所在地が、個人については事業所または住所が、5年以上前から区内にあり、同一事業を引き続き5年以上営んでいる事業者が、区内で事業転換を行うもの。
- ② 新分野への進出等により区内で事業の多角化を行うもの。

(3) 法人は登記上の本店所在地が1年以上前から練馬区内にあり、個人事業主は主たる事業所所在地または住所が1年以上前から練馬区内にあること。また、法人・個人事業主とも同一事業を引き続き1年以上営んでいること。

(4) 確定申告をしており、個人事業主はその事業収入が給与収入を超えていること。

(5) 納期の到来した住民税（および軽自動車税）、法人住民税を完納していること。

(6) 現在の事業について必要な許認可等を受けていること。

(7) 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと。

(8) 融資を受ける資金の用途が適正でありかつ返済能力があること。

(9) 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者ではないこと。

(10) 申込後に練馬ビジネスサポートセンター（運営：一般社団法人練馬区産業振興公社）または国が認定した経営革新等支援機関が行う企業診断により適格と認められること。

（デジタル化に係るもの、新規ビジネスチャレンジ補助金決定者（決定後2年）を除く。）

お問い合わせ



詳しくは区ホームページをご覧ください。

経済課 融資係 ☎ 5984-2673（平日9：00～17：00）
練馬区練馬1-17-1Coconeri4階 練馬ビジネスサポートセンター内